

「スチュワードシップ活動の自己評価(2022年度)」について

日興アセットマネジメント株式会社

当社は、責任ある機関投資家として ESG(環境・社会・ガバナンス)評価やスチュワードシップ活動を投資プロセスの中核に位置づけると共に、受託者責任を全うする為に、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れ、これに則したスチュワードシップ活動を推進しています。投資先企業との継続的なエンゲージメントと公正な議決権行使を通じて、投資先企業の持続的な成長に寄与し、ひいてはお客様からお預かりした資産の投資リターンを中長期的に最大化するために、日々努力しています。

このたび、その活動内容を日本版スチュワードシップ・コードの各原則・指針に沿って取り纏めると共に、それらに対する自己評価を実施致しましたので、以下の通り報告させていただきます。

原則 1 :

「機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。」

指針		コメント
1-1.	機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ(ESG 要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るべきである。	当社は、資産運用会社として、フィデューシャリーの原則(*1)を当社の価値観及び企業活動の全ての中核に位置付け、顧客から信認を受けた受託者として常にお客様の利益を最優先に行動します。また、ESG をフィデューシャリーの原則を実践するための必要不可欠な概念であると見なし、投資判断のあらゆる過程に取り込み受託者責任を果たすことに努めています。スチュワードシップ活動は、長期に亘る投資先企業への継続した取組みであると、当社は考えます。それは、当社のフィデューシャリー・ESG原則に係る行動指針と軌を一にする、終わる事のない継続的な取組みです。当社は、積極的なエンゲージメント、議決権行使、ESG インテグレーションなどを通じて、スチュワードシップ責任を全うする努力を継続します。

指針		コメント
1-2.	<p>機関投資家は、こうした認識の下、スチュワードシップ責任を果たすための方針、すなわち、スチュワードシップ責任をどのように考え、その考えに則って当該責任をどのように果たしていくのか、また、顧客・受益者から投資先企業へと向かう投資資金の流れ(インベストメント・チェーン)の中での自らの置かれた位置を踏まえ、どのような役割を果たすのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p> <p>その際、運用戦略に応じて、サステナビリティに関する課題をどのように考慮するかについて、検討を行った上で当該方針において明確に示すべきである。</p>	<p>当社は、資産運用会社として受託者責任そしてスチュワードシップ責任の遂行に努めております。当社は2014年5月30日に日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明し、「日興アセットマネジメントのスチュワードシップ方針」を発表、スチュワードシップ活動への注力を一層強めました。以来、日本版スチュワードシップ・コードの改訂や再改訂への対応、また、当社のスチュワードシップ体制の強化などに応じて、同方針の改訂を適時に実施し、当社の取組みにご理解がいただけるよう、適切な開示に努めています。最近では、2023年1月に同方針の改訂を実施し、日本の上場株式以外の投資資産、特に国内社債投資についても日本版スチュワードシップ・コードの理念を受け入れ、スチュワードシップ活動に邁進している旨を反映しました。</p>

原則1の総評と今後の取組みについて	<p>当社は、資産運用会社として受託者責任そしてスチュワードシップ責任の遂行に尽力しております。当社は2014年5月30日に日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明し「日興アセットマネジメントのスチュワードシップ方針」を発表、スチュワードシップ活動への注力を一層強めました。その後の複数回の改訂を経た現在の同方針は、日本版スチュワードシップ・コード改訂にて追記されたサステナビリティの考慮や情報開示の強化などの対応を完了し、また当社のエンゲージメント活動等の説明強化や、国内社債投資等の日本版スチュワードシップ・コード準拠なども反映されており、原則1の基準を満たすものであると自らを評価しております。</p>
-------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(* 1): 他者の信認に応えるべく一定の任務を遂行すべき者が負う幅広い様々な役割・責任の総称

原則 2 :

「機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。」

指針		コメント
2-1.	<p>機関投資家は顧客・受益者の利益を第一として行動すべきである。一方で、スチュワードシップ活動を行うに当たっては、</p>	<p>当社では、法令等に従い「利益相反管理方針」を定め、その概要をホームページ上で公表するとともに、この方針に則り利益相反のおそれのある取引等を</p>

指針	指針	コメント
	<p>自らが所属する企業グループと顧客・受益者の双方に影響を及ぼす事項について議決権を行使する場合など、利益相反の発生が避けられない場合がある。機関投資家は、こうした利益相反を適切に管理することが重要である。</p>	<p>適切に管理し、適正に業務を遂行しています。当該方針を定め利益相反を生じさせる可能性のある取引や行為を管理する責任は、当社のコンプライアンス部門が担っています。コンプライアンス責任者は、利益相反管理の枠組みを維持し、その有効性を定期的に検証するとともに、継続的な改善に努める責任を負っています。また、利益相反管理について教育・研修プログラムを実施することも重要な役割です。</p> <p>「利益相反管理方針」には、スチュワードシップ活動（エンゲージメント、議決権行使）における利益相反管理についても定めています。議長含め社外委員が過半数を占めるスチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、同方針に従った監視・監督により利益相反の発生回避に努めています。</p>
2-2.	<p>機関投資家は、こうした認識の下、あらかじめ想定し得る利益相反の主な類型について、これをどのように実効的に管理するのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p> <p>特に、運用機関は、議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る局面を具体的に特定し、それぞれの利益相反を回避し、その影響を実効的に排除するなど、顧客・受益者の利益を確保するための措置について具体的な方針を策定し、これを公表すべきである。</p>	<p>スチュワードシップ活動における利益相反については、「影響力行使型」と類型し、方針を定めています。具体的には、対象会社等からの影響力行使を防止し、その適切性を確保するため、合理的な判断基準を定め当該業務を行うとともに、議長含め社外委員が過半数を占めるスチュワードシップ&議決権政策監督委員会による監視・監督を行います。議決権行使に関しては、利益相反が生じる可能性がある行使先として、親会社、販売会社、顧客取引先を想定し、議決権行使における利益相反の発生を回避し、客観的な判断ができるよう、議決権等行使指図ガイドライン第3条第4項に基づき、適切な行使判断が維持される管理体制を構築しています。</p>
2-3.	<p>運用機関は、顧客・受益者の利益の確保や利益相反防止のため、例えば、独立した取締役会や、議決権行使の意思決定や監督のための第三者委員会などのガバナンス体制を整備し、これを公表すべきである。</p>	<p>当社のスチュワードシップ活動の基礎となる体制面における大きな特徴の一つに、社外委員が過半数を占める「スチュワードシップ&議決権政策監督委員会」の設置があります。スチュワードシップ活動における透明性の向上とガバナンス強化を図るため、業界内で先鞭をつける形で、2016年6月に運営を開始しております。同委員会は、スチュワードシップ・コードが推奨するガバナンス体制の一つである第三者委員会に該当します。2023年3月現在、4名の独立社外委員を含む全7名の委員により構成され、高い独立性を有する組織となっています。監督権限を持つ独立した機関として、当社の投資先企業へのエンゲ</p>

指針		コメント
		<p>ージメントや議決権行使が、当社のフィデューシャリーの原則に沿って、真に投資家の利益に即してなされているかを監視・監督しています。また、同委員会の活動内容は、取締役会への報告が義務付けられており当社のガバナンス体制に組み込まれています。</p> <p>当社は、2019年6月に、経営の監査機能の強化等を目的に監査等委員会設置社に移行しました。監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、社外取締役の比率は60%超へと上昇し、取締役会の監査・監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス態勢の一層の充実を推進しました。</p>
2-4.	<p>運用機関の経営陣は、自らが運用機関のガバナンス強化・利益相反管理に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。</p>	<p>当社では、2018年5月に、一般社団法人日本投資顧問業協会の元会長を社外取締役・取締役会議長に選任し、独立社外取締役が議事を進行する体制となりました。当社は真に独立した社外取締役を擁することにより、資産運用会社としての経営・運営の独立性と透明性の高い体制の実現を目指します。また、同社外取締役・取締役会議長は、2019年7月に、前出の「スチュワードシップ&議決権政策監督委員会」委員に就任しました。当社の取締役会は、スチュワードシップ活動の利益相反管理とガバナンスの強化に、積極的に取り組んでいます。</p>
原則2の総評と今後の取組みについて	<p>利益相反管理は、これを徹底して行うことにより投資先企業からの信頼を維持し、ひいては当社のスチュワードシップ活動を円滑化できるものと考えております。当社は、上記各項目に記載した監理体制や監督機能の下で、利益相反管理の方針に従って議決権行使などのスチュワードシップ活動を日々行っており、日本版スチュワードシップ・コードの原則2にある水準を満たし投資先企業や顧客の利益を第一として行動しているものと、自らを評価しています。</p>	

原則 3 :

「機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。」

指針		コメント
3-1.	機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長に向けてステewardシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することが重要である。	当社のファンドマネージャー、アナリストは、企業からの開示情報や定期的な面談等を通じて、投資先企業の状況を的確に把握し、業績動向や資本政策等の財務情報、経営戦略、また、企業の ESG 戦略等の非財務情報の理解に努め、投資対象企業の持続的成長性と中長期的な企業価値に基づいた投資判断を行なっています。加えて、ESG 知見に専門性を持ち、エンゲージメントや議決権行使を担当するアクティブオーナーシップグループが企業と対話を行い、主にサステナビリティ面での状況を的確に把握するよう取り組んでいます。その内容はファンドマネージャーやアナリストと共有され、投資先企業についてより深い理解をすることを可能としています。国内株式運用部門においては、個別ミーティングだけでも、2022 年通年で 1,100 社強の企業と 3,400 件強のエンゲージメントを実施しました。
3-2.	機関投資家は、こうした投資先企業の状況の把握を継続的に行うべきであり、また、実効的な把握ができていくかについて適切に確認すべきである。	当社のファンドマネージャー、アナリストは、投資ユニバースの主要銘柄については継続的に対話を行い、その内容は社内システムを通じて共有されており、実効的な対話を担保しています。
3-3.	把握する内容としては、例えば、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、事業におけるリスク・収益機会（社会・環境問題に関連するものを含む）及びそうしたリスク・収益機会への対応など、非財務面の事項を含む 様々な事項が想定されるが、特にどのような事項に着目するかについては、機関投資家ごとに運用戦略には違いがあり、また、投資先企業ごとに把握すべき事項の重要性も異なることから、機関投資家は、自らのステewardシップ責任に照らし、自ら判断を行うべきである。その際、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握することができるよう努めるべきである。	包括的な企業価値評価においては、財務情報に加えて、ESG 課題への取り組みを核とする非財務情報を多面的に分析・評価する事が不可欠であると考えています。国内株式アクティブ運用においては、CSV（Creating Shared Value：共通価値の創造-事業を通じた社会課題の解決が社会的価値と経済的価値の共創に繋がるという考え）を企業評価に組み入れています。社内アナリストが企業を ESG、市場競争力、財務の観点から構成される CSV 評価を行い、ESG インテグレーションの基盤としています。現在は、東京証券取引所に上場している 650 銘柄超を対象として、中長期的な視点から CSV 評価を行っています。対象企業に対しては、アナリストが密にエンゲージメントを実施しながら、ESG 要素を含めた企業価値の把握と向上に努めています。

<p>原則3の総評と今後の取組みについて</p>	<p>当社は、企業理念と企業活動の最高位に位置付けるフィデューシャリー原則を実践するにあたり、必要不可欠な概念である ESG 要素を投資プロセスに組み込んでいます。 グローバルの全ての投資戦略において ESG 要素が企業価値評価に組み込まれており、運用部門内全体にその考え方が浸透しています。ESG 投資の基本的な考え方、すなわち企業価値を包括的に評価する上で、財務情報に加え、ESG 課題への取り組みを反映した非財務情報を取り入れることを重視しています。 これらの施策の導入や実績から、原則3に対応し、投資先企業の持続的成長や顧客利益の最大化のために、努力を積み重ねているものと、自らを評価しています。</p>
--------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

原則 4 :

「機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。」

	指針	コメント
<p>4-1.</p>	<p>機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話を、投資先企業との間で建設的に行うことを通じて、当該企業と認識の共有を図るよう努めるべきである。なお、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、当該企業の企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、より十分な説明を求めるなど、投資先企業と更なる認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。</p>	<p>当社におけるエンゲージメントの際には、企業の公開情報を精査し、本質的な課題が何かという仮説を持ったうえで、建設的な議論ができるよう取り組んでいます。そのうえで、当社が考える課題を企業と共有し、課題解決への行動を促しています。また、特に対話や情報開示に消極的な企業に対しては、経営幹部とのミーティングを要請し、エンゲージメントの効果を高めるよう努めています。こうした活動による成果は、ファンドマネージャーとアナリストの間で適宜に共有され、企業価値評価につなげています。 株式運用部では、2022年度下期に新たにエンゲージメント・プラットフォームを導入しました。同プラットフォームは、対話を通じて企業価値の向上が期待される企業について、当社が考える課題とゴールを設定し、対話の進捗状況をステージ管理するものです。当社のエンゲージメントをより組織的な取り組みとし、プロセスも可視化することで体制を強化し、エンゲージメントの効果を高めることを目的としています。</p>
<p>4-2.</p>	<p>機関投資家は、サステナビリティを巡る課題に関する対話に当たっては、運用戦略と整合的で、</p>	<p>国内運用部門においては、多くの日本企業に共通して重要と考えられる ESG 課題を纏め、3つの重点 ESG テーマとして「脱炭素社会に向けた取り組み」、「人的資源と生産性」、「ガバナンスの実効性」を公表しています。投資先企業に対するエンゲージメントでは、これら</p>

	指針	コメント
	<p>中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう意識すべきである。</p>	<p>重点テーマを念頭に置きながら対話を進め、企業による ESG 課題への対応を促してまいります。</p> <p>当社のエンゲージメントでは、投資先企業の業績や財務戦略は勿論のこと、開示済みの非財務情報で言及された経営方針や経営戦略、株主還元策、ESG 課題への取り組みなどについて、中長期的な視点から企業の成長局面に合わせて意見交換を行っています。エンゲージメントの対象は、投資先企業の経営幹部から財務部門、経営企画部門や事業責任者まで広範に及び、サステナビリティ全般について充実した対話ができるようにしています。</p>
<p>4-3.</p>	<p>パッシブ運用は、投資先企業の株式を売却する選択肢が限られ、中長期的な企業価値の向上を促す必要性が高いことから、機関投資家は、パッシブ運用を行うに当たって、より積極的に中長期的視点に立った対話や議決権行使に取り組むべきである。</p>	<p>2017年3月に株式運用部内にアクティブオーナーシップグループを設立し、アクティブ・パッシブ両運用における投資先企業へのエンゲージメントを強化しています。</p> <p>同グループが、幅広いエンゲージメント対象企業に対して業績、資産効率、株主還元姿勢、ESG 課題への取り組み等に基づいた優先順位を付与し、エンゲージメントを実施しています。</p>
<p>4-4.</p>	<p>以上を踏まえ、機関投資家は、実際に起こり得る様々な局面に応じ、投資先企業との間でどのように対話を行うのかなどについて、あらかじめ明確な方針を持つべきである。</p>	<p>「日興アセットマネジメントのステュワードシップ方針」の項目4では、エンゲージメントに際して注力して取り組む事項や留意すべき事項に関して詳細を定めています。</p> <p>2022年3月には、「日興アセットマネジメントグループ エンゲージメント&ステュワードシップ戦略」を公表しました。当社のエンゲージメントをはじめとするステュワードシップ活動について、その目的や方法と実践、優先順位付け、文書化・モニタリング・レポート、協働エンゲージメント、エスカレーションなどのアプローチを明示するものです。</p>
<p>4-5.</p>	<p>機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独でこうした対話を行うほか、必要に応じ、他の機関投資家と協働して対話を行うこと(協働エンゲージメント)が有益な場合もあり得る。</p>	<p>当社は、集团的エンゲージメントの有効性を理解し、可能な領域において積極的に協働エンゲージメントを推進しています。</p> <p>2018年8月には、対象企業に対して気候変動に関するガバナンスの改善や排出量の抑制、気候関連の財務情報開示の強化を求める、協働エンゲージメントのプラットフォームである「Climate Action 100+」に加盟しました。以来、日本企業を含む投資先企業数社に対する協働エンゲージメントに参画しています。</p>

指針	コメント
<p>4-6. 一般に、機関投資家は、未公表の重要事実を受領することなく、公表された情報をもとに、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を行うことが可能である。また、「G20/OECD コーポレート・ガバナンス原則」や、これを踏まえて策定された東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」は、企業の未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本としている。投資先企業と対話を行う機関投資家は、企業がこうした基本原則の下に置かれていることを踏まえ、当該対話において未公表の重要事実を受領することについては、基本的には慎重に考えるべきである。</p>	<p>当社はステュワードシップ活動を通じて未公表の重要事実を受領することがないよう、十分に配慮しています。エンゲージメントや投資先企業の状況の把握の際、未公表の重要事実を受領しないように継続的な教育・訓練を徹底しております。万が一、取得してしまった場合には、社内規程に基づき、当該企業の株式の取引に対して売買制限を設ける等の対策を速やかに実施します。</p>

<p>原則4の総評と今後の取組みについて</p>	<p>以上の通り、当社は日本版ステュワードシップ・コードの原則4にある各指針について、概ねその求める基準を満たし、投資先企業の状況把握や、それを踏まえたエンゲージメントおよび議決権行使を通じて、投資先企業の持続的成長や中長期的な企業価値向上を図り、以って顧客の利益の最大化のために、努力を積み重ねているものと自らを評価しております。</p> <p>これからも、環境・社会課題についての対話も含めて、日本企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上という目的を強く意識し、投資先企業との対話を行ってまいります。2021年に定めた重点 ESG テーマについては、近年重要性が高まっているサステナビリティテーマも反映したものとすべく、今後見直しを行っていく考えです。投資先企業との対話における課題・ゴールは、重点 ESG テーマを軸とするトップダウン、個別企業の課題に端を発するボトムアップの両面から検討を行った上で、設定を行います。その上で、先般導入したエンゲージメント・プラットフォームをベースに、組織的なエンゲージメントを行い、エンゲージメントの効果を高めていく所存です。また、個別での対話に加えて、各種投資家イニシアティブにおいて積極的な役割を担うこと等を通じて、協働エンゲージメントにも注力していく方針です。</p>
--------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

原則 5 :

「機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。」

指針		コメント
5-1.	機関投資家は、すべての保有株式について議決権を行使するよう努めるべきであり、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断すべきである。	議決権行使は、スチュワードシップ活動における主要項目であり、当社は議決権行使を通じて投資先企業の中長期的な企業価値向上を図り、受託者責任を果たすことを目的としています。当社グループの議決権行使判断における基本的な考え方を示した「日興アセットマネジメントグループ議決権等行使ポリシー」、具体的な判断基準を定めた「議決権等行使指図ガイドライン」や、その細則に当たる「国内株式議決権行使基準」に従いつつ、エンゲージメントの内容も踏まえた総合的な判断を行っています。
5-2.	機関投資家は、議決権の行使についての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。当該方針は、できる限り明確なものとするべきであるが、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。	<p>当社ホームページにて、当社グループの全社共通の議決権等行使判断の方針である、「日興アセットマネジメントグループ議決権等行使ポリシー」を公開しています。これは、当社と、海外で事業展開する当社の運用子会社がそれぞれに実施する議決権行使について、当社グループのESGを重視する基本姿勢が、そこに反映されていることを明示し、また、議決権行使判断について、当社グループの運用会社それぞれが共通の方針に沿って実施していることを説明しています。また、その下に当社議決権行使の具体的な判断基準を定めた「議決権等行使指図ガイドライン」も公開しており、さらに、2020年4月には、日本株の議決権行使判断における詳細な数値基準なども盛り込まれた「国内株式議決権行使基準」をホームページにて開示しました。また、2023年3月には、株主還元・業績の定量基準や社外役員の独立性要件の見直し、政策保有株式に係る定量基準の新設、サステナビリティ（気候変動）基準の具体化等について「国内株式議決権行使基準」の一部改定を行いました。</p> <p>当社では、社内委員会である「スチュワードシップ&議決権行使委員会」が、議決権等行使指図ガイドラインの改廃を含む、スチュワードシップ活動を実行するために必要な種々の取り決めを行っております。また、「スチュワードシップ&議決権政策監督委員</p>

指針	コメント
	<p>会」が、監督権限を持つ独立した機関として、当社の投資先企業へのエンゲージメントや議決権行使が、当社のフィデューシャリー・ESG原則に沿って、真に投資家の利益に即してなされているかを監視・監督しています。また、同監督委員会は、その活動内容の取締役会への報告が義務付けられており、当社のガバナンス体制に組み込まれています。</p> <p>貸株取引については、持続的成長および中長期的な企業価値向上を促すという議決権行使の目的を踏まえ、議決権の確保について適切に考慮した上で行うよう努めています。具体的には、権利確定日における貸株対象外銘柄を設定し、スチュワードシップ責任を果たすための最善の行動となるよう努めています。</p>
<p>5-3.</p>	<p>機関投資家は、議決権の行使結果を、少なくとも議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきである。</p> <p>また、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすための方針に沿って適切に議決権を行使しているか否かについての可視性をさらに高める観点から、機関投資家は、議決権の行使結果を、個別の投資先企業及び議案ごとに公表すべきである。それぞれの機関投資家の置かれた状況により、個別の投資先企業及び議案ごとに議決権の行使結果を公表することが必ずしも適切でないと考えられる場合には、その理由を積極的に説明すべきである。</p> <p>議決権の行使結果を公表する際、機関投資家が議決権行使の賛否の理由について対外的に明確に説明することも、可視性を高めることに資すると考えられる。特に、外観的に利益相反が疑われる議案や議決権行使の方針に照らして説明を要する判断を行った議案等、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、その理由を公表すべきである。</p>

指針	コメント
<p>5-4. 機関投資家は、議決権行使助言会社のサービスを利用する場合であっても、議決権行使助言会社の人的・組織的体制の整備を含む助言策定プロセスを踏まえて利用することが重要であり、議決権行使助言会社の助言に機械的に依拠するのではなく、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、自らの責任と判断の下で議決権を行使すべきである。仮に、議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、議決権行使結果の公表に合わせ、当該議決権行使助言会社の名称及び当該サービスをの具体的な活用方法についても公表すべきである。</p>	<p>当社は、ISS社（Institutional Shareholder Services Inc.）に行使指図判断に関する助言業務を委託しています。ISS社は、当社のガイドライン等の議決権行使方針に基づき、個別議案についての分析と行使判断の助言などを当社に提供します。スチュワードシップ活動を担うアクティブオーナーシップグループでは、個別議案内容の審査を行う際に、当該企業とのエンゲージメントの履歴とその内容、ISSの助言内容、各種基準への抵触状況などを勘案の上で、自らの判断による行使指図を慎重に決定しています。</p>

<p>原則5の総評と今後の取組みについて</p>	<p>議決権行使は、当社自身が、明文化されたルールに従い、エンゲージメントの内容を踏まえて総合的に判断しています。また、スチュワードシップ&議決権政策監督委員会が、独立した立場から議決権行使判断の適切性などについて監視・監督すると共に、適切に助言も行っています。ディスクロージャーに関しては、当社ホームページ上にて国内株式の投資先企業における議決権行使結果の個別開示を実施しており、2020年1月～3月期の議決権行使結果の個別開示からは、行使判断の理由開示も開始しました。また、行使判断基準の細目を定めた「国内株式議決権行使基準」も、2020年4月よりホームページにて全て開示しています。開示の強化を通じて、当社が投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資する議決権行使に努めていることとお知らせできると考えています。このような議決権行使の体制や状況などから、当社は原則5を実践する工夫や努力を積み重ねているものと自らを評価しています。</p>
--------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

原則6：

「機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。」

指針	コメント
<p>6-1. 運用機関は、直接の顧客に対して、ステュワードシップ活動を通じてステュワードシップ責任をどのように果たしているかについて、原則として、定期的に報告を行うべきである。</p>	<p>当社は、ステュワードシップ活動の状況について開示情報の充実に努めています。当社のウェブサイトには、「日興アセットマネジメントのステュワードシップ方針」や、ステュワードシップ・コードの求める自己評価に該当する「ステュワードシップ活動の自己評価」のほか、議決権行使の方針や、議決権行使結果の個別開示、企業とのエンゲージメントについてご説明した「日興アセットマネジメントグループ エンゲージメント&ステュワードシップ戦略」、また、ステュワードシップ活動に関連する気候変動についての取組状況を公開した「日興アセットマネジメントTCFD報告書」、サステナビリティに関する当社グループの取組みをまとめた「サステナビリティレポート」などを掲載し、情報開示の充実に努めています。また、投資顧問契約のお客様については、その求めに応じて、定期的な報告をカスタマイズされた報告様式により実施しています。</p>
<p>6-3. 機関投資家は、顧客・受益者への報告の具体的な様式や内容については、顧客・受益者との合意や、顧客・受益者の利便性・コストなども考慮して決めるべきであり、効果的かつ効率的な報告を行うよう工夫すべきである。</p>	<p>当社は、ジャパン・ステュワードシップ・イニシアティブのメンバーとして、有効性の高いステュワードシップ報告の実現を目指す「スマート・フォーマット」の普及に賛同しており、「スマート・フォーマット」をベースとした報告を実践しております。今後も、ステュワードシップ活動の報告については、引き続き、お客様本位の対応に注力しつつ利便性やコスト面にも優れた報告の実現を目指して参ります。また、多くの機関投資家のお客様とは、概ね年1回の割合でステュワードシップに関する報告会を開催しています。お客様の要望に応じて、議決権行使や、企業とのエンゲージメント、その他のステュワードシップ活動について報告を行います。より具体的には、当社のステュワードシップ方針と実施体制、企業とのエンゲージメントとその効果、当社のESGインテグレーションとステュワードシップ活動に関する第三者評価などの幅広い内容の情報を提供しています。</p>
<p>6-4. なお、機関投資家は、議決権の行使活動を含むステュワードシップ活動について、ステュワードシップ責任を果たすために必要な範囲において記録に残すべきである。</p>	<p>当社では、議決権行使の内容について、その判断の根拠も含めてすべてデータベースに保持しており、必要に応じて過去の行使判断が参照できる環境を整えています。また、エンゲージメントについても、すべてエンゲージメントメモを作成し、会議等を通じて関係部署間で適宜共有されており、各種の意思決定プロセスに適切に組み込んでいます。</p>

<p>原則6の総評と今後の取組みについて</p>	<p>当社は、スチュワードシップ活動に関する開示内容を充実させ、すべての顧客や受益者の皆様への活動報告の向上に努めております。日本株の議決権行使判断における詳細な数値基準なども盛り込まれた「国内株式議決権行使基準」のホームページ開示や、日本株の議決権行使結果の、賛否理由も含む個別開示、また、2022年3月には、当社によるエンゲージメントなどについて詳説した「日興アセットマネジメントグループ エンゲージメント&スチュワードシップ戦略」を公開するなど、報告内容の拡充に努めています。今後もスチュワードシップ活動に真摯に取り組む、原則6の求める水準を維持し、また向上する努力を継続して参ります。</p>
--------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

原則7：

「機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。」

	指針	コメント
7-1.	<p>機関投資家は、投資先企業との対話を建設的なものとし、かつ、当該企業の持続的成長に資する有益なものとしていく観点から、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えていることが重要である。</p> <p>このため、機関投資家は、こうした対話や判断を適切に行うために必要な体制の整備を行うべきである。</p>	<p>当社では、2016年6月に業界内で先鞭をつける形で、「スチュワードシップ&議決権政策監督委員会」を設置しました。これはスチュワードシップ・コードが推奨するガバナンス体制の一つである第三者委員会に該当し社外委員が過半数を占める高い独立性を有します。当社の投資先企業へのエンゲージメントや議決権行使が、真に投資家の利益に即してなされているかを監視・監督しています。2016年11月に発足した「ESGグローバル・ステアリング・コミッティー」は、国内外の運用拠点のリーダーを中心とする委員と多数のオブザーバーがメンバーとなりESG投資の取組みや実践方法、新たなアプローチ方法などを協議・模索すると共に、その確定や実現などを推進しています。</p> <p>また、2017年3月に設立された株式運用部アクティブオーナーシップグループでは、当年度中に2名を新規採用し、2023年3月時点ではアナリスト6名が当社の国内株式スチュワードシップ活動の牽引役としてアクティブ運用戦略ならびにパッシブ運用戦略双方の投資先企業に対するエンゲージメントを展開しています。当社は、スチュワードシップ活動における当社グループの国内外各運用拠点の連携強化を進める目的か</p>

指針	コメント
	<p>ら、ESG 専門職である ESG スペシャリストを 2018 年 12 月に初めて、東京に設置しました。以来、シンガポール 2 名、ロンドン 2 名の増員を完了し、追加採用を予定しています。ESG スペシャリストは、各運用チームの ESG 活動支援、当社グループの ESG に関する方針の策定、ESG 関連の各種イニシアティブへの参加検討やその活動支援、協働エンゲージメントのコーディネート、「ESG グローバル・ステアリング・コミッティー」の運営などに従事しています。また、2022 年 8 月には、当社シンガポール拠点にて、サステナブルインベストメント・グローバルヘッド職を新設しました。世界各地の当社グループ拠点に配置された ESG スペシャリストなどから成る、グローバル ESG 戦略の推進を担う独立したグローバルチームを率いて、グループ全体における投資業務や顧客対応、各国・地域の法規制への対応などをサポートする責務を負います。具体的には、ESG インテグレーション、および調査、スチュワードシップ活動、ESG 関連規制・基準、ESG データ、レポートニングに関する戦略やフレームワーク、プロセスの制定などが含まれます。</p>
7-2.	<p>特に、機関投資家の経営陣はスチュワードシップ責任を実効的に果たすための適切な能力・経験を備えているべきであり、系列の金融グループ内部の論理などに基づいて構成されるべきではない。</p> <p>また、機関投資家の経営陣は、自らが対話の充実等のスチュワードシップ活動の実行とそのため組織構築・人材育成に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。</p> <p>当社の受託者責任およびスチュワードシップ責任は、取締役会が統括しています。2023 年 4 月現在、当社取締役会は、取締役 9 名中 6 名を独立社外取締役が占めており、独立性が高い構成となっています。また、独立社外取締役が取締役会議長を務めており、当社経営の独自性を尊重した取締役会運営及び意思決定を行っております。独立社外取締役には、国内外の資産運用会社の経営経験を有する外部人材を多数登用しており、取締役メンバー各々の専門性や経験を踏まえて、当社の顧客利益最優先の業務運営や運用力強化の取組みについて経験に基づいた示唆や提言を行なう体制が構築されています。さらに、取締役会の女性比率は 33%、外国籍者の比率は 33%となっており、多様性へのコミットメントを強化しています。</p> <p>当社のスチュワードシップ活動を支える主要な委員会である「スチュワードシップ&議決権政策監督委員会」と「ESG グローバル・ステアリング・コミッティー」は、その活動内容を取締役会へ報告する体制となっており、当社のガバナンス体制に組み込まれています。</p> <p>当社は、2018 年 9 月に、自社の経営および投資へのアプローチの両面において ESG へのコミットメントを高めるべく、コーポレート・サステナビリティ部を新設しまし</p>

指針		コメント
		た。同部は、2020年にはその活動をグローバルな部門へ拡大し、ESG へのコミットメントおよびその実施を推進しています。注力する具体的な分野には、当社の多様性を尊重したダイバーシティおよびインクルージョンの推進、各拠点におけるコーポレートガバナンス・コードの順守状況のモニタリング、環境への影響の最小化などが含まれます。
7-3.	対話や判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、機関投資家が、他の投資家との意見交換を行うことやそのための場を設けることも有益であると考えられる。	当社は、スチュワードシップ活動における機関投資家間の繋がり的重要性を理解し、複数のイニシアティブへの参画などを通じて、かねてより取組みを進めております。当社が業界内の先駆けとして2007年に署名した「責任投資原則（PRI）」では、ESG情報の共有や協働エンゲージメントプラットフォームの活用などを進めています。また、特定の目的を持って協働エンゲージメントをリードする「Climate Action 100+」や、「30% Club Investor Working Group (Japan)」などのイニシアティブにも参画しており、エンゲージメント目標の達成に貢献すべく取り組んでいます。2021年度は、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ（ネットゼロ）とすることを目指す資産運用会社によるグローバルなイニシアチブである「Net Zero Asset Managers initiative」の趣旨に賛同し、11月に参画しました。また、2022年4月には、経済産業省が公表した「GX（グリーントランスフォーメーション）リーグ基本構想」への賛同を表明するなど、2050年のカーボンニュートラルの実現を見据えた、当社の積極的な取組み姿勢を明らかにしています。
7-4.	機関投資家は、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を適宜の時期に省みるにより、本コードが策定を求めている各方針の改善につなげるなど、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めるべきである。 特に、運用機関は、持続的な自らのガバナンス体制・利益相反管理や、自らのスチュワードシップ活動等の改善に向けて、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を定期的に自己評価し、自己評価の結果を投資先企業との対話を含むスチュワードシップ活動の結果と合わせて公表すべ	当社は、2014年の日本版スチュワードシップ・コード受け入れ表明以来、投資先企業及び投資候補先企業の企業価値を高めるべく、エンゲージメントや議決権行使を通して、積極的にスチュワードシップ責任の遂行に取り組んでまいりました。そして、2018年3月の公表を初回として、毎年スチュワードシップ活動の取組み状況などに関する自己評価を実施し、対応状況を公表しております。当社の「スチュワードシップ活動の自己評価」では、当社の取組み状況についてスチュワードシップ・コードの各指針に沿って評価内容を公表することで、当社の取組状況が詳細にご理解いただける内容を目指しております。 6回目となる今回は、グローバル化を見据えた体制面の強化や、新たな取組みなどを反映し記載内容の更なる充実を図っています。なお、当社グループの各運用チームに

指針	コメント
<p>きである。その際、これらは自らの運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう意識すべきである。</p>	<p>よるエンゲージメントの実績やESG インテグレーションなどについて詳説したサステナビリティレポートも、併せてご覧ください。</p>

<p>原則7の総評と今後の取組みについて</p>	<p>当社は、お客様からお預かりした資産の運用に携わる者として、受託者責任そしてステュワードシップ責任を果たすべく、かねてより資産運用業務に精通した経営陣を中心とした業務運営体制こそが会社としての基盤を盤石にするとの強い考えの下、経営層の人材確保に努めて参りました。当社経営陣は、コーポレート・サステナビリティ部の主導による諸活動を通じて、長期的なサステナビリティを意識した企業運営を目指し、当社のステークホルダーであるお客様、社員、株主など、当社のビジネスに関係するすべての方々の利益に資するよう努めております。次年度では、資産横断的なステュワードシップ活動を推進し、グローバルな知見に基づいたサステナビリティに関するエンゲージメントの強化や各運用チームへの積極的な貢献などを目的に、アクティブオーナーシップグループを拡張したサステナブルインベストメント部がスタートします。このような、当社のコーポレート・ガバナンスの取組みや、ここまでで説明致しました資産運用会社としてのステュワードシップ活動の強化は、当社が、日本版ステュワードシップ・コードの原則7にある「実力の具備」に合うよう、努力を継続していることの表れです。今後もステュワードシップ活動に真摯に取り組む、原則7の求める水準を達成する努力を継続して参ります。</p>
--------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【ステュワードシップ&議決権政策監督委員会より】

本委員会では、日興アセットマネジメントにおけるステュワードシップ活動に関する様々な議題について審議を行ってまいりました。審議においては、各委員が持つ幅広い知識や経験に基づいた多様な視点からの議論を展開しており、日興アセットマネジメントが適切にステュワードシップ責任を果たせるよう最大限の貢献を成すべく努めております。

今回の「ステュワードシップ活動の自己評価(2022年度)」公表についても、その公表内容の妥当性に関して審議を行いました。公表文の適宜の箇所にある日本版ステュワードシップ・コードの各原則・指針の順守状況について、それぞれの記載内容が実態に即していることを確認いたしました。

本委員会は、今後の日本版ステュワードシップ・コードの改訂、法令諸規則あるいはルールやガイドラインの変更や更新、また社内体制の更新などに際しても、日興アセットマネジメントのステュワードシップ活動がお客様のために適切に運営されていることを監視・監督してまいります。